

漁業法第183条第1項に基づき農林水産大臣が知事の権限を行使する漁場における共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
農共第1号	佐賀県有明海漁業協同組合 福岡有明海漁業協同組合連合会	福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)	次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)及び(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯33度9分9秒東経130度21分21秒の点 (イ)北緯32度59分48秒東経130度23分20秒の点 (ウ)北緯32度58分55秒東経130度19分41秒の点 (エ)北緯32度58分47秒東経130度19分40秒の点 (オ)北緯32度57分50秒東経130度13分48秒の点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) かき漁業 あさり漁業 からすがい漁業 はまぐり漁業 ばい漁業 あかがい漁業 くまさるぼう漁業 もがし漁業 にし漁業 たいらぎ漁業 しおふき漁業 あげまき漁業 まてがい漁業 うみたけ漁業 はいがい漁業 たこ漁業 鯛むし漁業 しゃこ漁業 いそぎんちゃく漁業 しゃみせんがい漁業 (第二種共同漁業) 三尺網漁業 あみもし網漁業 こうもり網漁業 待網漁業(紫網及び手押網漁業を含む。) かにかご漁業 いかかご漁業 あなごかご漁業(釜を使用するものを含む。) うなぎかご漁業(釜を使用するものを含む。)	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで たいらぎ漁業のみ 10月1日から翌年5月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市、佐賀県神埼市千代田町、佐賀市(三瀬村、富士町及び大和町を除く。)、小城市戸刈町、杵島郡白石町、同江北町、鹿島市、藤津郡太良町、嬉野市塩田町	(ア)三尺網漁業に使用する網は、長さ500メートル以内、網幅1.5メートル以内、操業時の網の高さは1メートル以内、網目は3.4センチメートル以上でなければならない。 (イ)同一人で1箇統を超える三尺網漁業を営んではならない。